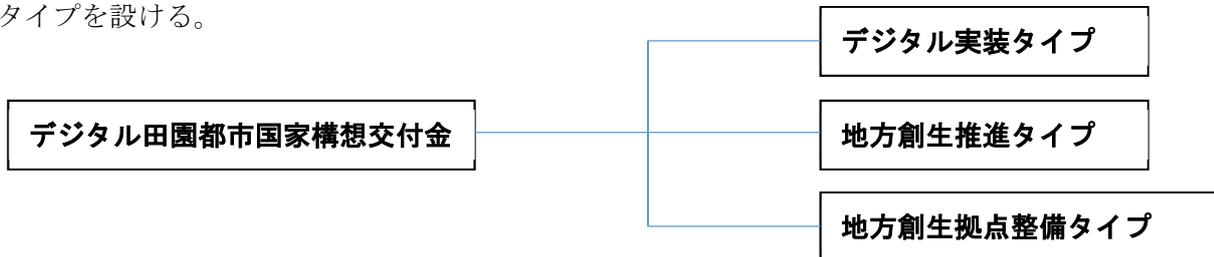


デジタル田園都市国家構想交付金の概要

1 デジタル田園都市国家構想交付金の枠組み

令和4年度に実施されていた、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金の3事業を1つにまとめ「デジタル田園都市国家構想交付金」とし、交付金内に下記3タイプを設ける。



2 デジタル実装タイプ

デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた事業。TYPE 1～3、地方創生テレワーク型の4事業に分かれ、TYPE 1～3は、1⇒3の順で事業が高度化する。

・事業期間：1年間

ア) TYPE 1

他地域で既に確立している優良モデルを横展開（未採択の地方公共団体の事業を優先的に採択）

・補助率：1/2 ・補助金上限：1億円（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

イ) TYPE 2

オープンデータ連携基盤を活用した、複数のサービス実装を伴う事業

・補助率：1/2 ・補助金上限：2億円（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

ウ) TYPE 3

TYPE 2の要件を満たした上で、新規性の高いマイナンバーカードの用途開拓に資する事業

補助率：2/3 ・補助金上限：6億円（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

エ) マイナンバーカード利用横展開事例創出型

カードの新規用途開拓かつ他の地域における横展開が容易な取組（R4補正予算限りの時限措置）

補助率：10/10 ・補助金上限：3億円

オ) 地方創生テレワーク型

サテライトオフィスの整備・利用促進等に関する下記5事業の組み合わせ

CはA及びBとの併用不可

補助率：高水準タイプ 3/4、標準タイプ 1/2（補助裏は地方交付税の増額交付等の対応）

A) サテライトオフィスの整備（自治体施設整備、民間施設整備支援）

・補助金上限：9,000万円/施設（最大3施設）

B) サテライトオフィスの利用促進

・補助金上限：1,200万円/団体

C) 既存施設の拡充・利用促進

・補助金上限：1,200万円/団体

D) 企業の進出支援（進出支援金）

・補助金上限：100万円/社

E) 進出企業定着・地域活性化支援

・補助金上限：3,000万円/事業

3 地方創生推進タイプ

デジタル田園都市国家構想による地域活性化、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」に対応する、地域の観光振興や住民所得の向上等の基準となる先導的な事業。

地方版総合戦略に基づく、自主的・主体的で先導的な取組で、KPIの設定とPDCAサイクルを組み込んだ横断的な事業が対象となり、地域再生計画の策定が必要となる。

各種様式や評価方法について、細かな変更はあるが、大きな変更はなし。

- ・補助率：1/2（補助裏の1/2が普通交付税算定、1/2が特別交付税算定）
- ・申請上限件数：4事業（広域連携事業は枠プラス1事業まで追加、Society5.0タイプは上限枠外）

ア) 先駆タイプ

自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会への寄与、事業推進主体の形成、地方創生人材の確保・育成、国の総合戦略における政策5原則等（自立性・将来性・地域性・直接性・結果重視）の8視点から、内容、実施体制、手法に新規性のある事業

原則、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会への寄与の5つの要素をすべて含む事業。外部有識者による審査あり

- ・補助金上限：2億円／1事業
- ・事業期間：5カ年度以内

イ) 横展開タイプ

先駆タイプと同様に、8視点から、内容、実施体制、手法に新規性のある事業

特に、自立性に加え、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会への寄与のうち、少なくとも2つの要素が含まれる事業

- ・補助金上限：7千万円／1事業
- ・事業期間：3カ年度以内

ウ) Society5.0タイプ

未来技術の実装に関する事業で、国・専門家等から事業運営に対する助言を受け、それを反映させる体制が整っており、技術実証・実証実験を行い、事業開始から5カ年度以内に本格実装される事業。

他の基準は先駆タイプと同様

- ・補助金上限：3億円／1事業
- ・事業期間：5カ年度以内

4 地方創生拠点整備タイプ

地方版総合戦略に基づく、地方創生の推進に資する施設整備で、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の要素がすべて含まれる事業。目指す将来像・課題の設定、KPI設定の適切性について、外部有識者による審査あり。地域再生計画の策定が必要となる。

民間事業者等が一定の要検を満たす公共性・公益性を有する施設を整備する取組に対し、地方公共団体が補助するものも対象に追加された。

- ・補助率：1/2（補助裏は一般補助施設整備等事業債の対象。充当率90%、交付税措置率30%）
- ・補助金上限額：5億円／1事業
- ※交付対象事業費の2割以内で、効果促進事業（対象施設と一体となって効果を高める事業《用地造成、外構工事、既存施設の除却・解体等》）の実施が可能
- ・事業期間：3カ年度以内
- ・申請上限件数：令和5年度～令和9年度を通じて1事業（共同申請事業は上限枠外）
- ※国の補正予算対応の場合は、単年度事業、補助金上限5億程度、申請件数上限なし

5 マイナンバーカード交付率の評価

マイナンバーカードの普及が進んだ団体は、地域のデジタル化の取組をより一層に展開できる環境が整えられていると考えられるため、マイナンバーカードの申請率を交付金の申請要件・評価基準とする。申請率の算定月は、計画申請直前の月末（R4.12月～R5.2月）

ア) 申請率7割以上

デジタル実装タイプ（マイナンバーカード利用横展開事例創出型）

イ) 申請率が53.9%以上かつ全住民への交付を目標として掲げていることが申請要件

デジタル実装タイプ（TYPE2、TYPE3）、地方創生推進タイプ（Society5.0タイプ）

ウ) 申請率が53.9%を上回る場合、評価の加点対象

（53.9%以上：4点、60%以上：7点、70%以上：10点）

デジタル実装タイプ（TYPE1、地方創生テレワーク型）

地方創生推進・拠点整備タイプ（デジタル実装のための計画策定・開発実証を主内容とするもの）

エ) 交付率による評価なし

地方創生推進タイプ、地方創生拠点整備タイプ

6 スタートアップの活用（デジタル実装タイプ）

申請事業により地域に実装するサービスの提供主体が「スタートアップ」である場合には、最大6点の加点措置がある。

ア) スタートアップの要件

創業15年以内、未上場で新しい技術やアイデアをもとに、地域課題解決に主体的に取り組む企業で、申請時に商品・サービスを市場に提供し、交付金事業終了までに地域へのサービス実装を実現できる

イ) 地場スタートアップの要件

スタートアップの要件を満たし、久慈市に事業拠点を置いており、3年以内に久慈市でスタートアップを対象とした実証事業に採択実績がある

ウ) スタートアップの対象外とする要件

大規模法人または大規模法人グループの所有に属している

（資本金・出資総額が1億円超の法人、従業員数が1,000人を超える法人）